

## 第12回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年12月3日(金) 午前9時00分から午前9時35分
2. 開催場所 笠松町役場 4階 大会議室
3. 出席委員(14人)

会長	5番	岩田	壽
副会長	13番	松原	悟
議席	1番	奥村	彰朗
議席	2番	森	とみ子
議席	3番	後藤	清
議席	4番	安達	純彦
議席	7番	奥田	正夫
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	10番	近藤	秀隆
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	14番	森	幸泰
議席	15番	森	茂信

### 4. 欠席委員(1人)

議席	6番	松原	正孝
----	----	----	----

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長	伊藤	博臣
書記	奥村	敬宗
書記	亀井	昭宏

### 6. 議事日程

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名者の指名について                  |
| 日程第2 | 議案第23号 農地法第3条買受適格者証明について       |
| 日程第3 | 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  |
| 日程第5 | 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| 日程第6 | 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |

## 7. 会議の概要

議 長	<p>令和3年第12回笠松町農業委員会を開催する旨を述べ、はじめに、6番の松原委員から欠席の連絡を受けていることを報告した。</p>
	<p>挨拶を述べた。</p>
	<p>議事に移る旨を述べ、日程第1「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を3番後藤委員 11番松原委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p>
	<p>次に、日程第2 議案第23号「農地法第3条買受適格者証明について」事務局へ説明を求めた。</p>
事 務 局	<p>【議案第23号 番号1~2 朗読】</p>
	<p>番号1から2の申請者の所有する農地面積、農機具、農業従事者の情報等について説明し、買受適格者に十分該当する者である旨を説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
9 番 委 員	<p>番号1と2については、一部農地として活用するには難しい農地だが、申請者が理解して購入を考え、農地として活用していただけるならば、買受適格者として問題はない旨を述べた。</p>
議 長	<p>事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。</p>
	<p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第23号について、原案のとおり証明することに異議がないか諮った。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第23号については、証明するものとして、続いて議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を事務局へ説明を求めた。</p>

事務局	<p>【議案第24号 朗読】</p> <p>借人は水路管理用通路への転用申請であり、申請地の周囲の状況等を総合的に判断した結果、第2種農地とし、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水計画について説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
12番委員	<p>借人が笠松町役場であり、公的に必要と判断されての転用であるので、問題はない旨を述べた</p>
議長	<p>事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>議案第24号について、原案のとおり許可相当と判断し県へ進達することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>議案第24号については、原案のとおり県へ進達するものとして、続いて報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第1号 1~5 朗読】</p> <p>相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、番号1から5の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。</p>
議長	<p>事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>続いて、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>

事務局	<p>【報告第2号 朗読】</p> <p>二人の申請者から、2筆を一体利用し、駐車場への転用の届出であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
2番委員	<p>南側の道路は側溝もない狭い道路で、雨水の排水先がないことを理解しているため、自然浸透でも問題ない旨述べた。</p>
議長	<p>事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>続いて、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第3号 番号1～5 朗読】</p> <p>番号1は宅地分譲3区画、番号2は自己用駐車場、番号3は北側の土地と一体利用で宅地分譲3区画、番号4は宅地分譲、番号5は駐車場への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
4番委員	<p>番号1については、申請地の周りに農地がないため、計画どおり施工していただければ問題はない旨述べた。</p>
2番委員	<p>番号2については、申請地の東側は申請者による開発行為で工事が進んでいる場所であり、今回の申請がそれに付随する自己用駐車場のため、計画どおり施工していただければ問題はない旨述べた。</p>
13番委員	<p>番号3については、申請人の祖父による無断転用であり、今回の届出と一緒に始末書も提出されているため、適切に管理してもらえらるなら問題はない旨述べた。</p>

1 1 番委員	番号4については、申請地の周りには農地がないため、適切に施工していただければ、問題はない旨述べた。
1 4 番委員	番号5については、譲受人より、北側、西側の水路敷の草押さえ等の処理をする旨の話を頂いている。また、南側の畑についても、地主さんと話をする中で購入の意思を示すなど、周辺の地主と良好関係にあるため、問題はない旨述べた。
議 長	事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
議 長	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了し、令和3年第12回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和4年 / 月 / 2 日

議 長 岩 田 壽  
 委 員 後 藤 清  
 委 員 松 原 克 雄